

平成21年6月30日

薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会長 岸 玲子 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会長 大野 泰雄

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会報告について

平成21年6月15日厚生労働省発食安第0615004号をもって諮問された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づくEPNに係る食品規格（食品中の農薬の残留基準）の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

(別添)

E P N

1. 品目名：E P N (E P N)

2. 用途：殺虫剤

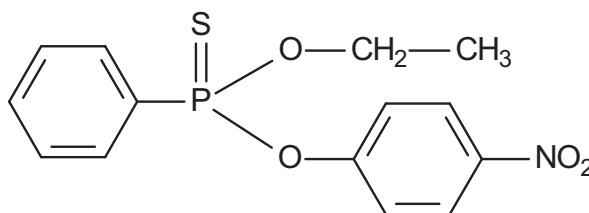
有機リン系殺虫剤である。アセチルコリンエステラーゼ活性を阻害することにより効果を示すものと考えられている。

3. 化学名：

O-ethyl *O*-4-nitrophenyl phenylphosphonothioate (IUPAC)

O-ethyl *O*-(4-nitrophenyl) phenylphosphonothioate (CAS)

4. 構造式及び物性



分子式	C ₁₄ H ₁₄ NO ₄ PS
分子量	323.31
水溶解度	4.25 mg/L (20°C)
分配係数	log ₁₀ Pow =5.02 以上 (23±1°C)

(メーカー提出資料より)

5. 適用病害虫の範囲及び使用方法

本薬の適用病害虫の範囲及び使用方法は以下のとおり。

作物名となっているものについては、今回農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく適用拡大申請がなされたものを示している。

(1) 国内での使用方法

① 45.0% EPN乳剤

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	EPN を含む農薬の総使用回数
稲	ニカメイチュウ第1世代	1500～2000 倍	収穫 60 日前まで	1 回	散布	1 回
	サンカメイチュウ第1世代 イネクロカメムシ イネカラバエ アワヨトウ	1000 倍				
	イネハモグリバエ イネドロオイムシ イネツトムシ ウンカ類 ツマグロヨコバイ	2000 倍				
キャベツ (露地栽培)	ゾウムシ類	1000 倍	収穫 14 日前まで	2 回以内		2 回以内
	アブラムシ類 アザミウマ類 ヨトウムシ アオムシ ダイコンシンクイムシ	1000～2000 倍				
カリフラワー (露地栽培) ブロッコリー (露地栽培)	ゾウムシ類	1000 倍	収穫 30 日前まで	4 回以内		4 回以内
	アブラムシ類 アザミウマ類 ヨトウムシ アオムシ ダイコンシンクイムシ	1000～2000 倍				
メロン (露地栽培) すいか (露地栽培)	アブラムシ類 ハダニ類 アザミウマ類	1000～2000 倍	収穫 45 日前まで	2 回以内	2 回以内	
かぼちゃ (露地栽培)			収穫 30 日前まで	3 回以内	3 回以内	
ねぎ (露地栽培)	タマネギバエ アザミウマ類 ネギハモグリバエ アブラムシ類	1000 倍	収穫 45 日前まで	1 回	1 回	
しょうが (露地栽培)	ショウガノダイメイチュウ		収穫 3 日前まで	2 回以内	2 回以内	
かんしょ	ハスモンヨトウ					

② 1.5% EPN粉剤

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	EPNを含む農薬の総使用回数
稲	ニカメイチュウ サンカメイチュウ イネクロカメムシ イネツトムシ ツマグロヨコバイ ウンカ類 イネカラバエ アワヨトウ イネハモグリバエ	3kg/10a	収穫 60 日前まで	1 回	散布	1 回
キャベツ (露地栽培)	アブラムシ類 アザミウマ類		収穫 14 日前まで	2 回以内		2 回以内
カリフラワー (露地栽培) ブロッコリー (露地栽培)	ハダニ類 シンクイムシ類 ヨトウムシ コガネムシ類		収穫 30 日前まで			
メロン (露地栽培) すいか (露地栽培)	アブラムシ類 ハダニ類 アザミウマ類		4 回以内	4 回以内		
かぼちゃ (露地栽培)			収穫 45 日前まで	2 回以内		2 回以内
ねぎ (露地栽培)	アブラムシ類 アザミウマ類 タネバエ		収穫 30 日前まで	3 回以内		3 回以内
小麦	アワノメイガ ムギアカタマバエ	1.5kg/10a		2 回以内	2 回以内	

6. 作物残留試験

(1) 分析の概要

① 分析対象の化合物

- ・ EPN

② 分析法の概要

試料をアセトン等で抽出し、n へキサン/酢酸エチル混液等に転溶する。フロリジルミニカラム、グラファイトカーボンミニカラム等で精製し、ガスクロマトグラフ (FPD、NPD) を用いて定量する。

定量限界: 0.002~0.05 ppm

(2) 作物残留試験結果

①水稲

水稲（玄米）を用いた作物残留試験（2例）において、45%乳剤の1000倍希釈液を1回散布（150L/10a）したところ、散布後60～75日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

E P N : <0.005、<0.005 ppm

水稲（稲わら）を用いた作物残留試験（2例）において、45%乳剤の1000倍希釈液を1回散布（150L/10a）したところ、散布後60～75日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

E P N : 0.52、0.50 ppm

②小麦

小麦（玄麦）を用いた作物残留試験（2例）において、45%乳剤の1000倍希釈液を計2回散布（150L/10a）したところ、散布後27^{注3)}、30日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない^{注2)}。

E P N : 0.038、0.022 ppm

③かんしょ

かんしょ（塊根）を用いた作物残留試験（2例）において、45%乳剤の1000倍希釈液を計2回散布（150、200L/10a）したところ、散布後3～14日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

E P N : <0.005、0.009 ppm

④キャベツ

キャベツ（葉球）を用いた作物残留試験（2例）において、45%乳剤の1000倍希釈液を計2回散布（200L/10a）したところ、散布後14～28日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

E P N : 0.021、0.017 ppm

⑤カリフラワー

カリフラワー（花蕾・茎）を用いた作物残留試験（2例）において、45%乳剤の1000倍希釈液を計2回散布（150、200L/10a）したところ、散布後30～45日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

E P N : <0.005、<0.005 ppm

カリフラワー（花蕾）を用いた作物残留試験（2例）において、45%乳剤の1000倍希釈液を計2回散布（300L/10a）したところ、散布後28日^{注3)}の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

E P N : <0.005、<0.005 ppm

⑥ブロッコリー

ブロッコリー（花蕾・茎）を用いた作物残留試験（2例）において、45%乳剤の1000倍希釈液を計2回散布（150、160L/10a）したところ、散布後30～45日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

E P N : <0.005、<0.005 ppm

ブロッコリー（花蕾）を用いた作物残留試験（2例）において、45%乳剤の1000倍希釈液を計2回散布（150、300L/10a）したところ、散布後28日^{注3)}の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

E P N : 0.031、0.029 ppm

⑦根深ねぎ

ねぎ（茎葉）を用いた作物残留試験（1例）において、45%乳剤の1000倍希釈液を計3回散布（150L/10a）したところ、散布後31日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

E P N : <0.008 ppm

ねぎ（茎葉）を用いた作物残留試験（1例）において、45%乳剤の1000倍希釈液を計3回散布（200L/10a）したところ、散布後28^{注3)}～42日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

E P N : 0.008 ppm

⑧葉ねぎ

ねぎ（茎葉）を用いた作物残留試験（1例）において、45%乳剤の1000倍希釈液を計3回散布（120L/10a）したところ、散布後30日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

E P N : 0.018 ppm

⑨かぼちゃ

かぼちゃ（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、45%乳剤の1000倍希釈液を計2回散布（150、200L/10a）したところ、散布後30日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない^{注2)}。

E P N : 0.051、0.011 ppm

かぼちゃ（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、45%乳剤の1000倍希釈液を計4回散布（100～150、200L/10a）したところ、散布後30日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない^{注2)}。

E P N : 0.014、<0.005 ppm

かぼちゃ（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、45%乳剤の1000倍希釈液を計2回散布（300L/10a）したところ、散布後35日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない^{注2)}。

E P N : 0.064、<0.005 ppm

かぼちゃ（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、45%乳剤の1000倍希釈液を計2回散布（300L/10a）したところ、散布後38、45日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、散布後38日の試験については適用範囲内で行われていない^{注2)}。

E P N : 0.008、0.023 ppm

⑩すいか

すいか（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、45%乳剤の1000倍希釈液を計2回散布（150、190～200L/10a）したところ、散布後30日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

E P N : <0.004、<0.004 ppm

すいか（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、45%乳剤の1000倍希釈液を計4回散布（80～200、150L/10a）したところ、散布後30日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

E P N : <0.004、<0.004 ppm

すいか（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、45%乳剤の1000倍希釈液を計4回散布（200、300L/10a）したところ、散布後14日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない^{注2)}。

E P N : <0.005、<0.005 ppm

⑪メロン

メロン（果実）を用いた作物残留試験（1例）において、45%乳剤の1000倍希釈液を計3回散布（300L/10a）したところ、散布後30日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

E P N : <0.003 ppm

メロン（果実）を用いた作物残留試験（1例）において、45%乳剤の1000倍希釈液を計4回散布（300L/10a）したところ、散布後31日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

E P N : <0.003 ppm

メロン（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、45%乳剤の1000倍希釈液を計4回散布（200、300L/10a）したところ、散布後14日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない^{注2)}。

E P N : 0.008、0.012 ppm

⑫しょうが

しょうが（塊茎）を用いた作物残留試験（2例）において、45%乳剤の1000倍希釈液を1回散布（150L/10a）したところ、散布後44^{注3)}、45日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

E P N : 0.006、<0.005 ppm

しょうが（塊茎）を用いた作物残留試験（2例）において、45%乳剤の1000倍希釈液を1回散布（200L/10a）したところ、散布後45～60日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

E P N : 0.024、0.008 ppm

なお、これらの試験結果の概要については、別紙1を参照。

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を実施し、それぞれの試験から得られた残留量。

（参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」）

注2) 適用範囲内で実施されていない作物残留試験については、適用範囲内で実施されていない条件を斜体で示した。

注3) 経過日数 27, 28, 44 日の試験については、本来最大使用条件として定められた 30, 45 日の試験成績の誤差範囲内とみなし、当該試験成績を残留基準値の検討を行う際の参考としている。

7. 魚介類への推定残留量

本農薬については水系を通じた魚介類への残留が想定されることから、農林水産省から魚介類に関する個別の残留基準の設定について要請されている。このため、本農薬の水産動植物被害予測濃度^{注1)}及び生物濃縮係数（BCF：Bioconcentration Factor）から、以下のとおり魚介類中の推定残留量を算出した。

(1) 水産動植物被害予想濃度

本農薬が水田及び水田以外のいずれの場面においても使用されることから、水田PECtier2^{注2)}及び非水田PECtier1^{注3)}について算出したところ、水田PECtier2は0.046ppb、非水田PECtier1は0.0027ppbとなったことから、水田PECtier2の0.046ppbを採用した。

(2) 生物濃縮係数

EPN（0.01ppm）を用い、8週間の取込期間及び7日間の排泄期間を設定したコイの魚類濃縮性試験が実施された。EPN濃度分析の結果から、BCF_{ss}^{注4)}=1232と算出された。

(3) 推定残留量

(1)及び(2)の結果から、水産動植物被害予測濃度：0.046ppb、BCF：1232とし、下記のとおり推定残留量が算出された。

$$\text{推定残留量} = 0.046\text{ppb} \times (1232 \times 5) = 283.36\text{ppb} \doteq 0.28\text{ppm}$$

注1) 農薬取締法第3条第1項第6号に基づく水産動植物の被害防止に係る農薬の登録保留基準設定における規定に準拠

注2) 水田中や河川中での農薬の分解や土壌・底質への吸着、止水期間等を考慮して算出したもの

注3) 既定の地表流出率、ドリフト率で河川中に流入するものとして算出したもの

注4) BCF_{ss}：定常状態における被験物質の魚体中濃度と水中濃度の比で求められたBCF。

(参考：平成 19 年度厚生労働科学研究費補助金 食品の安心・安全確保推進研究事業「食品中に残留する農薬等におけるリスク管理手法の精密化に関する研究」分担研究「魚介類への残留基準の設定法」報告書)

8. ADI の評価

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項の規定に基づき、平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701015 号及び平成 20 年 2 月 5 日付け厚生労働省発食安第 0205001 号により食品安全委員会あて意見を求めた EPN に係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量：0.14 mg/kg 体重/day
(動物種) ラット
(投与方法) 混餌
(試験の種類) 慢性毒性/発がん性併合試験
(期間) 2 年間
安全係数：100
ADI : 0.0014 mg/kg 体重/day

9. 諸外国における状況

JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準は設定されていない。
米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。

10. 基準値案

(1) 残留の規制対象

- ・ EPN 本体

なお、食品安全委員会によって作成された食品健康影響評価においては、暴露評価対象物質として EPN（親化合物のみ）と設定している。

(2) 基準値案

別紙 2 のとおりである。

(3) 暴露評価

各食品について基準値案の上限まで又は作物残留試験成績等のデータから推定される量の EPN が残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算される、

1日あたり摂取する農薬の量（推定1日摂取量（EDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減が全くないとの仮定の下におこなった。

	EDI / ADI (%) ^{注)}
国民平均	45.1
幼小児（1～6歳）	73.9
妊婦	43.0
高齢者（65歳以上）	43.1

注) 作物残留試験成績等がある食品についてはEDI試算、それ以外の食品についてはTMDI試算（基準値案×摂取量の総和として計算）を行った。なお、高齢者及び妊婦については水産物の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。

EPN 作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) 【EPN】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
水稲 (玄米)	2	45%乳剤	1000倍散布 150L/10a	1回	60, 75日 60, 75日	圃場A : <0.005 圃場B : <0.005
水稲 (稲わら)	2	45%乳剤	1000倍散布 150L/10a	1回	60, 75日 60, 75日	圃場A : 0.52 圃場B : 0.50
小麦 (玄麦)	2	45%乳剤	1000倍散布 150L/10a	2回	27日 30日	圃場A : 0.038 (#) 圃場B : 0.022 (#)
かんしょ (塊根)	2	45%乳剤	1000倍散布 150, 200L/10a	2回	3, 7, 14日	圃場A : <0.005 圃場B : 0.009
キャベツ (葉球)	2	45%乳剤	1000倍散布 200L/10a	2回	14, 21, 28日	圃場A : 0.021 圃場B : 0.017
カリフラワー (花蕾・茎)	2	45%乳剤	1000倍散布 150, 200L/10a	2回	30, 45日	圃場A : <0.005 圃場B : <0.005
カリフラワー (花蕾)	2	45%乳剤	1000倍散布 300L/10a	2回	28日	圃場A : <0.005 圃場B : <0.005
ブロッコリー (花蕾・茎)	2	45%乳剤	1000倍散布 150, 160L/10a	2回	30, 45日	圃場A : <0.005 圃場B : <0.005
ブロッコリー (花蕾)	2	45%乳剤	1000倍散布 150~300L/10a	2回	28日	圃場A : 0.031 圃場B : 0.029
ねぎ (根深ねぎ) (茎葉)	1	45%乳剤	1000倍散布 150L/10a	3回	31日	圃場A : <0.008
ねぎ (葉ねぎ) (茎葉)	1	45%乳剤	1000倍散布 120L/10a	3回	30日	圃場A : 0.018
ねぎ (根深ねぎ) (茎葉)	1	45%乳剤	1000倍散布 200L/10a	3回	28, 35, 42日	圃場A : 0.008
かぼちゃ (果実)	2	45%乳剤	1000倍散布 150, 200L/10a	2回	30日	圃場A : 0.051 (#) 圃場B : 0.011 (#)
かぼちゃ (果実)	2	45%乳剤	1000倍散布 100~150, 200L/10a	4回	30日	圃場A : 0.014 (#) 圃場B : <0.005 (#)
かぼちゃ (果実)	2	45%乳剤	1000倍散布 300L/10a	2回	35日	圃場A : 0.064 (#) 圃場B : <0.005 (#)
かぼちゃ (果実)	2	45%乳剤	1000倍散布 300L/10a	2回	45日 38日	圃場A : 0.023 圃場B : 0.008 (#)
すいか (果実)	2	45%乳剤	1000倍散布 150, 190~200L/10a	2回	30日	圃場A : <0.004 圃場B : <0.004
すいか (果実)	2	45%乳剤	1000倍散布 80~200, 150L/10a	4回	30日	圃場A : <0.004 圃場B : <0.004
すいか (果実)	2	45%乳剤	1000倍 200, 300L/10a	4回	14日	圃場A : <0.005 (#) 圃場B : <0.005 (#)
メロン (果実)	1	45%乳剤	1000倍 300L/10a	3回	30日	圃場A : <0.003
メロン (果実)	1	45%乳剤	1000倍 300L/10a	4回	31日	圃場A : <0.003
メロン (果実)	2	45%乳剤	1000倍 200, 300L/10a	4回	14日	圃場A : 0.008 (#) 圃場B : 0.012 (#)
しょうが (塊茎)	2	45%乳剤	1000倍 150L/10a	1回	45日 44日	圃場A : <0.005 圃場B : 0.006
しょうが (塊茎)	2	45%乳剤	1000倍 200L/10a	1回	46, 60日 45, 60日	圃場A : 0.024 圃場B : 0.008

(#) これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.02	0.1	○			<0.005,<0.005
小麦	0.2	0.2	○			0.038(#), 0.022(#)
かんしょ	0.05		申			<0.005, 0.009(\$)
キャベツ	0.1	0.1	○			0.021, 0.017
カリフラワー	0.02	0.1	○			<0.005,<0.005/ <0.005,<0.005
ブロッコリー	0.1	0.1	○			<0.005,<0.005/ 0.031(\$),0.029
ねぎ	0.1	0.1	○			<0.008/0.018(\$)/0.008
トマト		0.1				
ピーマン		0.1				
なす		0.1				
きゅうり		0.1				
かぼちや	0.2	0.2	○			0.051(#),0.011(#)/ 0.014(#),<0.005(#)/ 0.064(#),<0.005(#)/ 0.023,0.008(#)
すいか	0.02	0.1	○			<0.004,<0.004/ <0.004,<0.004/ <0.005(#),<0.005(#)
メロン類果実	0.02	0.1	○			<0.003/<0.003/ 0.008(#), 0.012(#)
しょうが	0.1	0.1	○			<0.005,0.006/ 0.024(\$),0.008
魚介類	0.3					

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

EPN推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品群	基準値案 (ppm)	暴露評価に 用いた数値 (ppm)	国民平均 TMDI	国民平均 EDI	幼児 (1~6歳) TMDI	幼児 (1~6歳) EDI	妊婦 TMDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) TMDI	高齢者 (65歳以上) EDI
米	0.02	0.005	3.7	0.9	2.0	0.5	2.8	0.7	3.8	0.9
小麦	0.2	0.03	23.4	3.5	16.5	2.5	24.7	3.7	16.7	2.5
かんしょ	0.05	0.007	0.8	0.1	0.9	0.1	0.7	0.1	0.8	0.1
キャベツ	0.1	0.019	2.3	0.4	1.0	0.2	2.3	0.4	2.0	0.4
カリフラワー	0.02	0.005	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ブロッコリー	0.1	0.0175	0.5	0.1	0.3	0.0	0.5	0.1	0.4	0.1
ねぎ(リーキを含む)	0.1	0.0113	1.1	0.1	0.5	0.1	0.8	0.1	1.4	0.2
かぼちや(スカッシュを含む)	0.2	0.0226	1.9	0.2	1.2	0.1	1.4	0.2	2.3	0.3
すいか	0.02	0.0043	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
メロン類果実	0.02	0.0065	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0
しょうが	0.1	0.011	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
魚介類	0.3	● 0.3	28.2	28.2	12.8	12.8	28.2	28.2	28.2	28.2
計			61.9	33.6	35.0	16.3	61.4	33.5	55.7	32.7
ADI比 (%)			82.9	45.1	158.4	73.9	78.9	43.0	73.4	43.1

●: 個別の作物残留試験がないことから、暴露評価を行うにあたり基準値(案)の数値を用いた。
 高齢者及び妊婦については水産物の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。
 TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)
 EDI: 推定1日摂取量 (Estimated Daily Intake)

(参考)

これまでの経緯

昭和26年10月29日	初回農薬登録
平成20年 1月18日	農林水産省より厚生労働省へ適用拡大申請に係る連絡及び基準設定依頼（適用拡大：かんしょ）並びに魚介類に係る基準設定依頼
平成20年 2月 5日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成20年 2月 7日	食品安全委員会（要請事項説明）
平成20年 6月18日	第22回農薬専門調査会総合評価第一部会
平成20年 9月30日	第43回農薬専門調査会幹事会
平成20年10月23日	食品安全委員会における食品健康影響評価（案）の公表
平成20年11月27日	食品安全委員会（報告）
平成20年11月27日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成21年 6月15日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成21年 6月19日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

青木 宙	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
生方 公子	北里大学北里生命科学研究所微生物分子疫学研究室教授
○大野 泰雄	国立医薬品食品衛生研究所副所長
尾崎 博	東京大学大学院農学生命科学研究科獣医薬理学教室教授
加藤 保博	財団法人残留農薬研究所理事
斉藤 貢一	星薬科大学薬品分析化学教室准教授
佐々木 久美子	元国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
志賀 正和	元独立行政法人農業技術研究機構中央農業総合研究センター虫害防除部長
豊田 正武	実践女子大学生活科学部食生活科学科教授
松田 りえ子	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
山内 明子	日本生活協同組合連合会組織推進本部 本部長
山添 康	東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授
吉池 信男	青森県立保健大学健康科学部栄養学科教授
由田 克士	独立行政法人国立健康・栄養研究所栄養疫学プログラム 国民健康・栄養調査プロジェクト
鰐淵 英機	大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(○：部会長)